

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成25年7月30日
【会社名】	株式会社ユークス
【英訳名】	YUKE'S Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 谷口 行規
【本店の所在の場所】	堺市堺区戎島町4丁45番地の1
【電話番号】	072(224)5155
【事務連絡者氏名】	常務取締役 品治 康隆
【最寄りの連絡場所】	堺市堺区戎島町4丁45番地の1
【電話番号】	072(224)5155
【事務連絡者氏名】	常務取締役 品治 康隆
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 159,500,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	500,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1 平成25年7月30日の会社法第370条にもとづく取締役会決議によるものであります。

- 2 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定にもとづいて、当社の保有する当社普通株式の自己株式処分（以下、「本自己株式処分」という。）により行われるものであり、金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込みまたは買付けの申込みの勧誘となります。
- 3 振替機関の名称および住所は下記のとおりです。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法および条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	500,000株	159,500,000	-
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	500,000株	159,500,000	-

(注) 1 第三者割当の方法によります。

- 2 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
319	-	100株	平成25年8月20日	-	平成25年8月20日

(注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

- 2 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
- 3 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅いたします。
- 4 申込みの方法は、総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ユークス 管理部	堺市堺区戎島町4丁45番地の1

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 堺支店	堺市堺区一条通20 - 5

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
159,500,000	200,000	159,300,000

- (注) 1 新規発行による手取金の額とは本自己株式処分による手取金の額であり、発行諸費用の概算額とは本自己株式処分に要する諸費用の概算額であります。
- 2 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
- 3 発行諸費用の概算額の内訳は、本有価証券届出書作成費用等であります。

(2)【手取金の使途】

上記の差引手取概算額159,300,000円については、デジタルコンテンツ事業の運転資金として充当する予定であります。

なお、支出実行までの資金管理は、当社預金口座にて管理を行います。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要

名称	サミー株式会社
本店の所在地	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号 サンシャイン60
代表者の役職名および氏名	代表取締役社長 青木 茂
資本金	18,221百万円
事業の内容	パチスロ遊技機、パチンコ遊技機の開発・製造・販売
設立年月日	昭和50年11月1日
発行済株式数	84,658,430株
決算期	3月31日
従業員数	1,241名
主要取引先	全国の主要遊技場等
主要取引銀行	三菱東京UFJ銀行 三井住友銀行
主たる出資者およびその出資比率	セガサミーホールディングス株式会社 100%

（注） 割当予定先の概要は、平成25年3月31日現在のものであります。

b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術または取引関係	当社は割当予定先に対してパチンコ機およびパチスロ機の画像開発業務を請け負っております。

c. 割当予定先の選定理由

パチスロ・パチンコ事業を中心に展開するエンタテインメント企業として業界をリードしているサミー株式会社と当社は、10年以上にわたり、パチンコ機およびパチスロ機の画像開発業務を中心に請け負い、協力体制を築いてまいりました。今後も引き続き、同社と強い連携により相乗効果を発揮し、今までにないスケールでの新しいエンタテインメントを生み出し、さらなる業界活性化に寄与して参る所存です。同社と当社とのより一層の親密な取引関係を構築して行くために、第三者割当による自己株式処分の割当予定先に同社を選定いたしました。

d. 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 500,000株

e. 株券等の保有方針

割当予定先からは、当社との関係強化から長期的に保有する意向であることを確認しております。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、サミー株式会社の第38期(平成25年3月期)決算公告にて本自己株式処分の払込に要する資金を上回る十分な現預金を有していることを確認しております。さらには、同決算公告の財務諸表等により経営成績および財務状況を確認しており、当社への払込期日(平成25年8月20日)時点において要する資金については、特段問題ないと判断しております。

g. 割当予定先の実態

割当予定先は、株式会社東京証券取引所市場第一部に上場しているセガサミーホールディングス株式会社の100%子会社であり、十分な社会的信用力を有しているものと当社は考えております。

また、当社は、セガサミーホールディングス株式会社がグループ行動規範において「反社会的勢力・団体・個人からの不当な要求に対しては、毅然とした態度で対応し、利益の供与を行わないだけでなく、一切の関係を排除する」旨を定めていることに加え、取引先等と締結する契約書に反社会的勢力を排除する旨の条項を定める等、恒常的に「一切の関係を排除」することに努めており、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対し断固とした姿勢で臨み、反社会的勢力からの接触を受けた時は、適宜に警察・弁護士等を含め外部機関と連携して組織的に対処する旨を、当社が株式会社東京証券取引所に提出した平成25年6月27日付のコーポレート・ガバナンスに関する報告書において確認しており、割当予定先が暴力団等である事実、暴力団等が割当予定先の経営に関与している事実、割当予定先、当該割当予定先の役員または主要株主が資金提供その他の行為を行うことを通じて暴力団等の維持、運営に協力もしくは関与している事実および暴力団等と交流を持っている事実は一切ないものと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

a. 発行価格の算定根拠および発行条件の合理性に関する考え方

処分価額は最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため当該処分に係る取締役会決議の直前1ヶ月間(平成25年7月1日から平成25年7月29日まで)の東京証券取引所(平成25年7月12日までは大阪証券取引所)における当社株式の終値の平均値である319円(円未満切捨て)としております。直前1ヶ月間の当社株式の終値平均値を採用することにしましたのは、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変更の影響など特定要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的なものと判断したためです。

また、当該株価は当該取締役会決議の直前取引日(平成25年7月29日)における当社株式の終値321円に99.4%(ディスカウント率0.6%)を乗じた額であり、また、直前3ヶ月間(平成25年4月30日から平成25年7月29日まで)の終値の平均値である317円(円未満切捨て)に100.6%(プレミアム率0.6%)を乗じた額であり、また、直前6ヶ月間(平成25年1月30日から平成25年7月29日まで)の終値の平均値である295円(円未満切捨て)に108.1%(プレミアム率8.1%)を乗じた額であります。これは、日本証券業協会の「第三者割当増資の取り扱いに関する指針」に準拠するものと考えられ、特に有利な処分価額には該当しないものと判断いたしました。

なお、上記処分価額につきましては、当社監査役全員(3名、うち2名は社外監査役)からは特に有利な処分価額には該当しない旨の意見をいただいております。

b. 処分数量および株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

今回の処分数量500,000株は、当社発行済株式総数11,096,000株に対して4.51%(平成25年1月31日時点の総議決権数97,022個に対する割合は5.15%)に相当し、株式の希薄化が生じることとなりますが、本自己株式の処分は当社にとって重要取引先であるサミー株式会社との関係強化を図るものであり、当社の企業価値向上に資するとともに、既存株主の皆様の利益向上に資するものと考えております。したがって、処分数量および株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名または名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
株式会社トラッド	大阪府岸和田市	2,600,000	31.90%	2,600,000	30.06%
谷口 行規	大阪府岸和田市	1,445,000	17.73%	1,445,000	16.70%
ノムラピーピーノミニ ーズ ティーケーワンリミ テッド 常任代理人 野村証券株 式会社	東京都中央区日本橋 1 丁目 9 - 1	677,400	8.31%	677,400	7.83%
サミー株式会社	東京都豊島区東池袋 3 丁目 1 番 1 号サンシャイン60 29階	-	-	500,000	5.78%
ユークス従業員持株会	堺市堺区戎島町 4 - 45 - 1	366,000	4.49%	366,000	4.23%
北口 徳一	横浜市神奈川区	287,607	3.53%	287,607	3.32%
品治 康隆	大阪市阿倍野区	253,700	3.11%	253,700	2.93%
橋木 孝志	大阪狭山市	161,900	1.99%	161,900	1.87%
原 典史	横浜市西区	93,941	1.15%	93,941	1.09%
ドイチェ バンク アー ゲー ロンドン ピーピー ノントリティー クライ アンツ 常任代理人 ドイツ証券 株式会社	東京都千代田区永田町 2 丁目 11番 1 号山王パークタワー	76,000	0.93%	76,000	0.88%
合計		5,961,548	73.15%	6,461,548	74.70%

- (注) 1 平成25年1月31日現在、THQ Inc. が保有していた当社株式1,552,000株(持株比率13.98%)については、同社の倒産により平成25年2月20日付にて当社が取得しております。
- 2 上記1の理由により、割当前の総議決権数の割合は、平成25年1月31日現在の総議決権数(97,022個)からTHQ Inc. の議決権数(15,520個)を控除して算出した数値であります。
- 3 平成25年1月31日現在、谷口行規が保有していた当社株式1,745,000株(持株比率15.72%)については、平成25年5月13日に実施された立会外分売により1,445,000株に変更されております。
- 4 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成25年1月31日現在の総議決権数(97,022個)からTHQ Inc. の議決権数(15,520個)を控除したものに、本自己株式処分により増加する議決権数(5,000個)を加えて算出した数値であります。
- 5 当社が保有する自己株式数(平成25年1月31日現在1,392,871株)は、割当後2,444,871株となりますが、上記大株主からは除外しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無および内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に掲げた第21期有価証券報告書および第22期第1四半期報告書（以下、「有価証券報告書等」）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日現在までの間に生じた変更、その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在においても変更の必要はないと判断しております。

2. 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」に記載の第21期有価証券報告書の提出日（平成25年4月26日）以降、本有価証券届出書提出日現在までに、下記の臨時報告書を提出しております。

（平成25年4月30日提出の臨時報告書）

1 提出理由

平成25年4月26日開催の当社第21期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定にもとづき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成25年4月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 配当財産の割当てに関する事項とその総額

1株につき金10円 総額97,031,290円

ロ 効力発生日

平成25年4月30日

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役として、谷口行規、品治康隆、橋木孝志、市村和雄を選任する。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、前川健を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

議案	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成割合)
第1号議案	69,065	84	0	(注)	可決(99.87%)
第2号議案					
谷口 行規	68,994	155	0		可決(99.77%)
品治 康隆	68,993	156	0	(注)	可決(99.77%)
橋木 孝志	68,993	156	0		可決(99.77%)
市村 和雄	68,992	157	0		可決(99.77%)
第3号議案	69,035	114	0	(注)	可決(99.83%)

(注) 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分および当日主席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決される為の要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認のできていない一部の議決権の数は加算しておりません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第21期)	自 平成24年2月1日 至 平成25年1月31日	平成25年4月26日 近畿財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第22期第1四半期)	自 平成24年2月1日 至 平成25年4月30日	平成25年6月10日 近畿財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続きの特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1にもとづき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年6月4日

株式会社ユークス
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 秦 一二三 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 和田 稔郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ユークスの平成25年2月1日から平成26年1月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成25年2月1日から平成25年4月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成25年2月1日から平成25年4月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ユークス及び連結子会社の平成25年4月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年4月26日

株式会社ユークス

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 秦 一二三 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森村 照私 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ユークスの平成24年2月1日から平成25年1月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ユークス及び連結子会社の平成25年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成25年2月13日開催の取締役会において、主要取引先への債権放棄及び自己株式取得に係る決議をしている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ユークスの平成25年1月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社ユークスが平成25年1月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成25年4月26日

株式会社ユークス

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 秦 一二三 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森村 照私 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ユークスの平成24年2月1日から平成25年1月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ユークスの平成25年1月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成25年2月13日開催の取締役会において、主要取引先への債権放棄及び自己株式取得に係る決議をしている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。